

令和7年度ながくてひろば入会説明案内

放課後児童クラブ

1 児童クラブ

放課後等に就労等により留守家庭となる児童を対象として適切な遊び及び生活の場を提供する預かり事業です。(学習指導は行いません。)

2 開設日時

(1) 開設期間：令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで(年度ごとの申込が必要)

(2) 開設日時

① 学校がある日 下校時刻から午後7時まで

② 土曜日・長期休暇・学校休業日 午前7時30分から午後7時まで

(3) 閉所日：日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

※入会許可日が4月1日以外の場合、育休復帰日になります。

※土曜日は、市が必要と認めた場合のみ利用できます。青少年児童センターでの合同保育を実施します。

3 開設場所・連絡先

名称	所在	電話番号	土曜日 保育場所
南 児 童 ク ラ ブ	南小学校(喜婦嶽702番地)	0561-41-8610	青少年児童センター内(合同保育)
南 第 2 児 童 ク ラ ブ	長久手南児童館(長配二丁目1003番地)	090-9280-3184	
北 児 童 ク ラ ブ	北小学校(池田77番地)	0561-41-8590	
北 第 2 児 童 ク ラ ブ	長久手北児童館(段の上2901番地)	090-9795-5745	
長 久 手 児 童 ク ラ ブ	青少年児童センター(岩作中島7番地1)	070-3799-7487	
市 が 洞 児 童 ク ラ ブ	市が洞小学校(市が洞一丁目1203番地)	0561-64-2016	
市が洞第2児童クラブ※	市が洞児童館(市が洞一丁目401番)	0561-64-5621	
西 児 童 ク ラ ブ	西小学校(打越901番地)	070-4759-2693	
東 児 童 ク ラ ブ	東小学校(前熊前山174番地)	0561-41-8213	
東 第 2 児 童 ク ラ ブ	上郷児童館(前熊前山173番地3)	070-7567-9463	

※市が洞第2児童クラブは「㈱ポピンズエデュケア」、その他の児童クラブは、「㈱トライグループ」に運営を委託します。

4 利用料・支払方法

(1) 児童クラブA(月14日以下)は、月額5,000円(8月のみ8,000円)です。児童クラブB(月15日以上)は、月額6,000円(8月のみ9,000円)です。

(2) 原則口座振替での納付となります。毎月5日(4月は21日)に指定口座から振替します。(振替日が土日等の場合、翌営業日)口座振替できない場合は、納付書による納付となります。コンビニまたは金融機関にて納付してください。納付後の返金は、原則行いません。

5 減免制度

下記の減免対象にあたる世帯は、利用料が免除になります。

減免対象	免除	申請方法
きょうだい割（同じ利用区分、同じコースに二人以上の児童が所属する世帯）	2人目以降半額免除	申請不要。対象者については自動的に免除します。
就学援助対象世帯	半額免除	「ながくてひろば利用料減免申請書」「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出してください。
市町村民税が非課税世帯（扶養義務者含む）		「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出してください。
児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く）		「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出してください。
生活保護世帯	全額免除	「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出してください。

6 出席確認

- (1) コドモンアプリで出欠確認を行います。毎月15日までに翌月の出欠席を入力してください。
- (2) 出席する日は、黄色帽子のよく見える箇所に「フェルト」を付けて登校してください。欠席する日は、フェルトをお取りください。

7 持ち物

持ち物には、すべて見やすいところに氏名を記入していただき、お金、おもちゃ、お菓子、携帯電話などは持たせないでください。着替え（服上下、靴下、下着（必要な方））を1セット袋に入れ、持参してください。南児童クラブ、西児童クラブ、市が洞児童クラブ、東児童クラブでは、上靴を用意してください。

8 おやつ・昼食

- (1) 夏、春、冬休みなどの学校休業期間中、臨時の学校休業日などは、弁当とお茶を持参してください。（4月の給食開始日前日までは、お弁当をご用意ください。）保管時における衛生面に十分配慮しますが、いたみやすい食材は避けてください。
- (2) 児童クラブでは、おやつとして市販のお菓子等を用意します。アレルギーなどで用意したおやつが食べられない場合は、各自で用意していただくことがあります。（利用料の減額はありません。）
- (3) 長期休暇時（夏休み・冬休み・学年末の春休み）における昼食（お弁当）の斡旋を予定しています。（4月の春休みは、昼食は斡旋しません。）お弁当の申込みについては、別途コドモンアプリでお知らせします。

9 欠席の事前報告

- (1) 欠席の場合は、必ず前もって小学校、児童クラブ両方に連絡してください。
（※児童が学校で早退した場合も必ず児童クラブまで連絡してください。）
- (2) 欠席の連絡は、コドモンで受付します。コドモンでの受付可能時間は、学校がある日は午後1時まで、長期休暇・始業式等の早い下校の日は児童クラブ開所時間（午前7時30分）までです。それ以降にやむを得ない事情により欠席する時は、必ず児童クラブへ下校時間の30分前までに電話連絡してください。
- (3) 児童が学校を欠席した日、保護者（父・母のどちらか）の勤務のない日、休暇、シフト等により児童の下校時刻に保護者が在宅できる場合は、児童クラブもお休みとしてください。

10 保護者による送迎

- (1) 保護者が責任をもって送迎してください。送迎時には、入会決定通知に同封した「ネームカード」をご提示ください。
- (2) 勤務終了後は速やかにお迎えに来てください。時間に変更になる場合は、コドモンで受付します。コドモンでの受付可能時間は、「9 欠席の事前報告(2)」の記載内容をご参照ください。それ以降の変更ややむを得ない事情により開設時間内までにお迎えに来ることができない時は、必ず児童クラブへ電話連絡してください。
- (3) 送迎時間を守れない(開設時間を過ぎてのお迎えが頻繁にある)、無断欠席が続くなど規則を守らない場合は、退会していただくことがあります。
- (4) 送迎時には、必ず職員に声をかけてお子様の受け渡しをしてください。
- (5) 送迎の方が保護者以外の代理の方、中学生以上のきょうだいの場合は、必ず前もって代理の方の名前と連絡先を児童クラブに提出する緊急連絡先確認票に必ず記入してください。確認できない場合は、事故防止のためお子様の受け渡しができません。
- (6) 車で送迎される際は、周りの方に迷惑にならないよう十分に注意し、車を離れるときはエンジンを切ってください。また、送迎は速やかに行ってください。
- (7) 送迎の案内は、HP上の別途データでご確認ください。

11 インフルエンザ等の感染症により学級閉鎖・出席停止となった場合の対応

学級閉鎖となった場合、または学校において早帰りの措置がとられた場合、同じ学級の児童にも潜伏期の可能性がありますので、感染蔓延化を防止するため児童クラブの利用はできません。なお、出席停止の場合、医師の指示に従ってください。

12 事故・体調不良の場合

- (1) 安全については十分に配慮いたしますが、万が一の事故や急病の場合には、スタッフが対応します。けがや病気の程度に応じて医療機関に連れて行くなど、適切な対応を行うとともに保護者へ連絡いたしますので、速やかにお迎えに来てください。また、児童が体調不良の状態で参加することはご遠慮ください。
- (2) 児童クラブ内でのけがに備え、スポーツ安全保険に加入しています。

13 その他

- (1) 緊急連絡時には、勤務先に連絡しますので御了承ください。
- (2) 児童クラブに着替え以外のものは置かないようにしてください。
- (3) 児童クラブ終了後に忘れ物を取りに戻ることはできませんので御注意ください。
- (4) 利用料を滞納される場合は、退会していただくことがあります。
- (5) 例年6月頃、就労状況の確認を行います。

14 各種届出

下記に該当される場合は、必ず届出が必要となります。必要書類をそろえて加入中の児童クラブまたは、市役所子ども未来課(郵送可)へ提出期限までに提出してください。なお、各書類については、市役所子ども未来課にも用意があります。市HPからもダウンロード可能です。



<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomobu/kodomomiraika/1/4/986.html>

市HP「ながくてひろば・学童保育所(放課後児童育成健全事業)」

内容	提出書類	提出期限	注意事項
辞退・退会	ながくてひろば利用辞退・退会届	退会する月の前々月の末日 (例) 8月から退会したい→6月末日まで	・提出期限を過ぎた場合は1日も利用されていない場合でも、その月の利用料がかかります。 ・口座振替がされた場合は、振替口座に還付します。手続きには約1か月かかります。
休会	ながくてひろば利用休会届	休会する月の前々月の末日 (例) 8月中休みしたい→6月末日まで	・休会は1年度内で2か月まで可能です。 (例：一時的に児童クラブの利用が必要でなくなった場合、保護者の転職活動など)
利用コースを変更する	ながくてひろば入会変更届	変更する月の前々月の末日 (例) 8月から変更したい→6月末日まで	・4月・5月は休会など変更できません。 ・利用区分の変更は、児童一人に対して年度内で2回まで可能です。利用コースを辞退し、新たにながくてひろばに入会した場合も変更できません。
申込内容から変更がある	就労内容等変更届 ※下記①②③に該当する場合は、添付書類要	変更になる前の月の最後の開設日	・育児休暇期間の延長等により入会日が変わる場合は、当初入会日の前月の最後の開設日までに届出が必要となります。届出がない場合は、1日も利用されていない場合でも当初入会日より利用料がかかります。
	①保護者の勤務先、勤務条件等変更の場合 「就労証明(申告)書」	書類が整い次第速やかに提出してください。	・児童クラブ加入条件に満たない場合は、退会していただく場合があります。 ・勤務先、勤務条件が同じで勤務地のみの変更の場合、「就労証明(申告)書」の提出は不要です。「就労内容等変更届」を提出してください。
	②年度途中で保護者が出産休暇に入る場合 「親子(母子)手帳」の写し(表紙と予定分娩日の記載があるページの写し)		・入会する年度途中で保護者の出産休暇に入る場合、出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の5か月間内に限り、児童クラブを利用できます。出産休暇5か月を過ぎて、その後育児休暇を取得される場合は退会となります。別途退会の手続きをしてください。 (例) 7月が出産予定月の場合・・・5～9月の5か月間 (例) 3月が出産予定月の場合・・・1～3月の3か月間
	③診断書等の有効期限が切れた場合 最新の診断書等		・診断書等の有効期限が切れた場合、随時、最新の診断書または手帳等の写しを提出してください。

○その他

・「警報発令、南海トラフ地震に関連する情報発令時の措置等」は市ＨＰに以下のとおり掲載しています。

- ・お子様の個別のご相談及びご質問については入会する児童クラブまでご連絡ください。
- ・入会、申請、利用料等に関するお問合せについては、市ＨＰのお問合せフォーム又は市役所子ども未来課までご連絡ください。
- ・コドモンアプリ・保育・運営に関するお問合せについては、(株)トライグループまでご連絡ください。

(手続き・利用料に関する問合せ先：長久手市子ども部子ども未来課児童係 Tel0561-56-0616)

(コドモン・運営に関する問合せ先：(株)トライグループ Tel0565-32-0202)

(市が洞第2児童クラブの運営に関する問合せ先：(株)ポピンズエデュケア Tel0561-64-5621)

放課後児童クラブ休所基準

令和7年1月15日

1 判断による休所

非常災害、その他急迫の事情のある場合

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

ア 授業がある日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が正午より前に解除された場合	午後2時から開所
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。速やかに保護者へ引き渡す。

イ 土曜日、長期休業時、学校行事等の代休日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休所。警報解除1時間後に開所。
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。状況に応じて待機し、安全が確認できれば保護者へ引き渡す。

(2) 地震

震度5強以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休所
開所中の発生	保育を中止し、児童の安全が確認されるまで施設内で待機のうえ、保護者へ引き渡す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。

(4) 熱中症特別警戒情報

実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日は中止。ただし、仕事の内容や家庭の事情により保育が必要な家庭のみ受け入れる。

2 その他

火災、災害、事故等で児童等の生命・身体に危険があると認められる場合は休所する。